

岡山労働局発表
平成30年10月29日

| | |
|---|--|
| 担 | 岡山労働局 労働基準部 監督課長 小川 充彦 過重労働特別監督監理官 諏訪 雅浩 |
| 当 | 電話 086(225)2015 夜間 086(238)6215 |

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～ 過重労働が行われている事業場への重点監督などを実施 ～

厚生労働省では、過労死等を防止することの重要性について、国民の皆さまの関心と理解を深めるため、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、全国の労働局、労働基準監督署で周知・啓発の取組などを行うこととしております。

岡山労働局では、同月間の一環として実施している「過重労働解消キャンペーン」の取組として、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導などの取組に加え、岡山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

岡山労働局が取り組む事項の概要

1 過重労働解消キャンペーン【資料 1、2】

(1) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施

ア 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督を実施します。

イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。

イについては、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

重点監督においては、「改正労基法等」の周知も行います。

(2) 過重労働解消のためのセミナーを開催【資料 3】

11月13日(火)14時からおかやまコープ(オルガホール)において事業主や企業の人事担当者を対象とした「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。

(3) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施【資料 4】

11月13日(火)10時から働きやすい職場づくりを積極的に行っている倉敷木材株式会社(倉敷市中島1000番地1)を岡山労働局長が訪問し、取組事例を伺います。取組事例は、紹介する予定です。(取材可)

2 過労死等防止対策推進シンポジウム【資料 5】

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携し、11月9日(金)14時から岡山国際交流センター(国際会議場)において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

2 キャンペーン期間中の取組内容【資料 2】

(1) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

対象とする事業場等は以下のとおりです。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
若者の「使い捨て」が疑われる企業等

〔労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高い又は一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金として定額で支払われる賃金（固定残業代等）に係る不適切な取扱いなどの賃金不払残業が行われていると考えられる事業場

必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

(2) 過重労働解消のためのセミナーを開催します【資料 3】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11 月を中心に、全国で計 64 回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

URL : <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

岡山県内では以下の日程で実施します。

日時：平成 30 年 11 月 13 日（火）14 時 00 分～

場所：おかやまコープ オルガホール（岡山市北区奉還町 1-7-7）

(3) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

【資料 4】

岡山労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

3 過労死等防止対策推進シンポジウム【資料 5】

過重労働解消キャンペーンのほか、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携し、過労死等防止啓発月間である 11 月を中心に全国 48 カ所でシンポジウムを開催します。

岡山県内では以下の日程で実施します。

日時：平成 30 年 11 月 9 日（金）14 時 00 分（受付：13：30～）

場所：岡山国際交流センター 2 階 国際会議場（岡山市北区奉還町 2-2-1）

4 電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、労働局の担当官が、相談に対応します。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 30 年 11 月 4 日 (日) 9 : 00 ~ 17 : 00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 労働基準監督署 (開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15)

| | | | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|-----|--------------|
| 岡山署 | 086-225-0591、 | 倉敷署 | 086-422-8177、 | 津山署 | 0868-22-7157 |
| 笠岡署 | 0865-62-4196、 | 和気署 | 0869-93-1358、 | 新見署 | 0867-72-1136 |

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

相談受付時間：月～金 17 : 00 ~ 22 : 00、土・日 9 : 00 ~ 21 : 00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

5 キャンペーン期間に先駆けた取組内容

労使の主体的な取組を促進

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、岡山労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促しました。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



はたらき過ぎは危険信号、
あなたも職場も



あなたにとって労働とはなんでしょう？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713
11月4日(日) 9:00 ~ 17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

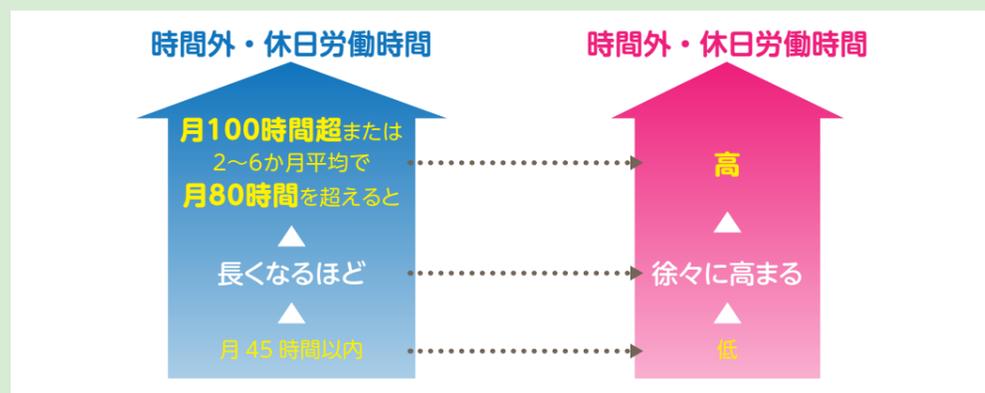
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{*1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{*2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。**
 - ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{*3}に適合したものとする必要があります。
 - ・特別条項付き協定^{*4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ・休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。**
 - ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。**
 - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{*5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
 ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
 ※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
 ※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分以上を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。」
 ※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業

0120-794-713 にご相談ください。



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1. 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2. 重点監督を実施します。**
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 3. 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日) 9:00～17:00 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ホットライン **0120-811-610**

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

- 4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。
【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



働き方を見直して人手不足解消と生産性向上を目指しませんか?



過重労働
解消の取組
事例を紹介!

参加費
無料

各回定員
約100名
事前予約制
(先着順)

東京・名古屋・大阪で
グループワーク型
セミナーも実施

働きがい得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。



- 受講対象者** 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など
- セミナー開始時間** 14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします
- セミナー内容**
 - 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など
 - テキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします
 - 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
 - 対策に必要な「関連法令」
 - 防止のための事業主等に求められる措置
 - 職場のパワーハラスメント対策
 - 知っておくべき労働時間等に関する基準
 - 陥りがちな違法行為
 - ストレスチェック制度とは
 - 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

- 申込方法**
 - 本紙裏面のFAX申込書
FAX:03-5913-6409
受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。
※受講日の5～6日前にお申込みの方は、会場にて氏名確認で受講できます。
 - 専用webサイトへ
LEC 過重労働解消 検索
※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。



平成30年度 厚生労働省委託事業 「過重労働解消のためのセミナー」

| 開催会場一覧 | | | |
|---------------------------|-------|-----------|---------------------------------|
| 開催時間：14時00分～16時30分(全会場共通) | | | |
| 開催都市名 | 開催日 | 会場 | |
| 北海道 | 札幌市 | 9/28(金) | 北農健保会館(3階 大会議室) |
| 青森県 | 八戸市 | 9/20(木) | ユートリー八戸地域地場産業振興センター(8階 多目的中ホール) |
| 岩手県 | 盛岡市 | 10/10(水) | アイーナいわて県民情報交流センター(会議室501A・B) |
| 宮城県 | 仙台市 | 9/26(水) | 仙都会館(8階 会議室) |
| | | 11/8(木) | 東京エレクトロンホール宮城(401 中会議室) |
| 秋田県 | 秋田市 | 9/25(火) | 秋田市文化会館(第6会議室) |
| 山形県 | 山形市 | 10/2(火) | 山形テルサ(大会議室) |
| 福島県 | 福島市 | 9/7(金) | コラッセふくしま(401会議室) |
| 茨城県 | 水戸市 | 10/17(水) | 茨城県立県民文化センター(分館 集会室8号) |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 9/28(金) | 宇都宮市文化会館(第一会議室) |
| 群馬県 | 前橋市 | 10/3(水) | 前橋テルサ(つつじの間) |
| 埼玉県 | さいたま市 | 9/13(木) | ソニックシティ(906) |
| | | 10/31(水) | |
| 千葉県 | 千葉市 | 10/16(火) | 千葉市文化センター(セミナー室) |
| 東京都 | 新宿区 | 9/4(火) | LEC新宿エルタワー本校(1810教室) |
| | | 9/18(火) | |
| | | 9/27(木) | |
| | | G 10/9(火) | |
| | | 10/30(火) | |
| | | G 11/9(金) | |
| | | 11/16(金) | |
| 神奈川県 | 横浜市 | 10/5(金) | 中小企業共済会館(602～604) |
| | | 11/2(金) | |
| 新潟県 | 新潟市 | 10/26(金) | 新潟テルサ(大会議室) |
| 富山県 | 富山市 | 9/14(金) | 富山県民共生センターサンフォルテ(研修室303・304号室) |
| 石川県 | 金沢市 | 10/11(木) | 石川県女性センター(大会議室) |
| 福井県 | 福井市 | 9/25(火) | 福井県国際交流会館(第1・2会議室) |
| 山梨県 | 甲府市 | 9/19(水) | コラーニ文化ホール(会議室) |
| 長野県 | 長野市 | 10/18(木) | ホクト文化ホール(小ホール) |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 10/24(水) | ワークプラザ岐阜(大ホール) |

| 開催都市名 | 開催日 | 会場 | |
|-------|-------|------------|----------------------------|
| 静岡県 | 静岡市 | 9/18(火) | 静岡県男女共同参画センターあざれあ(2階 大会議室) |
| | | 10/25(木) | |
| 愛知県 | 名古屋市長 | 9/5(水) | アイ・エム・ワイimyホール(3階 大会議室) |
| | | G 9/26(水) | |
| | | 10/16(火) | |
| | | 11/22(木) | |
| 三重県 | 津市 | 10/9(火) | 三重県教育文化会館(大会議室) |
| 滋賀県 | 大津市 | 10/23(火) | コラボしが21(3階 大会議室) |
| 京都府 | 京都市 | 9/21(金) | LEC京都駅前本校(132教室) |
| 大阪府 | 大阪市 | 9/12(水) | 大阪市立住まい情報センター(3階 ホール) |
| | | 10/26(金) | |
| | | G 10/12(金) | マイドームおおさか(第1・2会議室) |
| | | 11/27(火) | |
| 兵庫県 | 神戸市 | 10/19(金) | 神戸市教育会館(大ホール) |
| 奈良県 | 奈良市 | 9/11(火) | エルトピア奈良(大会議室A・B) |
| 和歌山県 | 和歌山市 | 11/29(木) | 和歌山県民文化会館(5階 大会議室) |
| 鳥取県 | 鳥取市 | 10/24(水) | 県立生涯学習センター(講義室) |
| 島根県 | 松江市 | 11/20(火) | 松江テルサ(大会議室) |
| 岡山県 | 岡山市 | 11/13(火) | おかやまコープ(オルガホール) |
| 広島県 | 広島市 | 9/19(水) | 広島情報プラザ(第1研修室) |
| 山口県 | 下関市 | 11/14(水) | 海峡メッセ下関(801大会議室) |
| 徳島県 | 徳島市 | 11/7(水) | とくぎんトモニプラザ(4階 会議室2) |
| 香川県 | 高松市 | 11/8(木) | レクザムホール(大会議室) |
| 愛媛県 | 松山市 | 10/10(水) | ひめぎんホール(第6会議室) |
| 高知県 | 高知市 | 11/16(金) | 高知県立県民文化ホール(第6多目的室) |
| 福岡県 | 福岡市 | 11/2(金) | 天神クリスタルビル(大ホールA・B) |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 10/30(火) | 佐賀市文化会館(大会議室) |
| 長崎県 | 長崎市 | 11/1(木) | 長崎県建設工業協同組合(8階 大会議室) |
| 熊本県 | 熊本市 | 11/28(水) | くまもと森都心プラザ(A・B会議室) |
| 大分県 | 大分市 | 11/21(水) | 全労災ソレイユ(3階 牡丹) |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 11/6(火) | 宮崎空港ビル(2階レセプションルームA・B) |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 11/15(木) | 宝山ホール(第3会議室) |
| 沖縄県 | 那覇市 | 10/17(水) | 沖縄産業支援センター(中ホール 312) |

★Gマーク開催日：【ご参加の条件】平成30年8月以前に、何かしら「過重労働解消の取組」を行った経験をお持ちの方、または、現在取組んでいる方を対象にしています。数名のグループに分かれて学ぶことに同意のうえお申込ください。【セミナーのすすめ方】ワークショップ(座学を含む)型です。取組まれた時間の長い短いはありません。抱えている課題を乗り越える障害は何なのかを開示し、事例をヒントにグループ討議を行います。事前に、ご自身の課題の整理をお願い申し上げます。

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください

FAX **03-5913-6409**

電話番号は表面

| | | | | | | |
|-------------------------|-----|--------|------------|---------|--------------------|--------|
| 参加希望日 | 月 日 | 会場名 | | | | |
| ※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス | | | | | | |
| フリガナ | | フリガナ | | 参加希望人数 | 名 | |
| 氏名 | | 企業・団体名 | | | 5名様以上はTEL確認をお願いします | |
| 業種 | | 企業規模 | 10名未満 | 10～100名 | 101～200名 | 300名以上 |
| TEL | — | e-mail | ※いずれかを○で囲む | | | |
| FAX | — | | @ | | | |

長時間労働削減に積極的に取り組むベストプラクティス企業を労働局長が訪問します。

岡山労働局では、労働局長による、長時間労働削減に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します。

今年度は、岡山労働局長（千葉登志雄）が下記事業場を訪問し、大久保社長から働きやすい職場づくりに向けた様々な取組について伺います。取組内容を広く周知したいと考えておりますので、報道機関の皆様方におかれましては、積極的に取材いただければ幸いです。

訪問先：倉敷木材株式会社（平成 30 年度「くるみん」取得）

倉敷市中島 1000 番地 1

代表取締役社長 大久保 陽平

労働者数 59 名

日 時：平成 30 年 11 月 13 日（火）午前 10 時から（所要時間 1 時間程度）

倉敷木材株式会社の長時間労働削減にむけた主な取組

✚ 計画的付与制度の導入による年次有給休暇の取得率向上、業務の効率化による時間外労働削減

毎月第一土曜日を指定年休する等により年休の取得率が向上（2015 年 39%、2018 年 75%（36%増））、IT 化・現場業務のフローチャート化など業務の効率化を推進

✚ "diversity, fairness, responsibility" 「多様・公正・責任」

生活者の視点を持った企業人の育成

遅い時間の社内会議の廃止、女性専用の休憩施設の設置、育児短時間勤務制度の導入及び男性にも育児休業制度の取得を勧奨、町内会など地域活動への参加を呼びかけ。

（参考事項）

過去のベストプラクティス企業

第 1 回 一般財団法人操風会 岡山旭東病院

第 2 回 株式会社トマト銀行

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

平成30年11月9日(金)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

岡山国際交流センター
2F 国際会議場

(岡山市北区奉還町2丁目2番1号)

[定員] 100名

主催: 厚生労働省

後援: 岡山県、岡山市

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

